定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年七月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月七日

大阪府豊中市北桜塚二丁目一番一号

豊建商事株式会社

代表取締役　福盛　康友

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月七日

兵庫県たつの市神岡町大住寺一〇一九番地

株式会社ユーパック

代表取締役　山口　恭弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年七月七日

佐賀県佐賀市鍋島五丁目七番二三号

九州技術開発株式会社

代表取締役　向井　喜和

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社ソリトンシステムズ（住所東京都新宿区新宿二丁目四番三号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年七月二十八日です。

平成二十八年七月七日

東京都新宿区山吹町三四七番地

株式会社オレガ

代表取締役　三好　修

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年八月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年七月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一四号

ヴェロ・ジャパン株式会社

代表取締役　スティーブ・シヴィター

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である本多秀正が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月七日

東京都練馬区旭町三丁目一四番一七―四〇四号

ハイトゥーン・プロダクツ・リミテッド

日本における代表者　本多　秀正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である張青が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月七日

富山市新富町一丁目一―九ヤマサビル四Ｆ

瀋陽引信科技株式会社

日本における代表者　張　青

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北二十四条東二一丁目五番、最後の住所札幌市中央区南八条西一三丁目二番三六号　コーポ市位六号

被相続人　亡　伊藤　広志

右被相続人は平成二十八年三月五日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月七日

北海道江別市ゆめみ野東町二六番地の二

相続財産管理人　工藤　美貴

限定承認公告

本籍東京都杉並区永福四丁目七一番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目二一番七号

被相続人　亡　高田　宣枝

右被相続人は平成二十七年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十七日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月七日

東京都杉並区永福四丁目九番一三号

限定承認者　高田　佳弘

限定承認公告

本籍愛知県春日井市東野町西三丁目四番地七、最後の住所愛知県春日井市東野町西三丁目四番地七グリーンコーポ一〇二号

被相続人　亡　目黒　隆二

右被相続人は平成二十八年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年六月二十一日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月七日

愛知県春日井市東野町西三丁目五番地一県営松原住宅三号棟三〇一号室

限定承認者　小島ヱミ子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億九千九百三十五万八百円（ただし、Ａ種優先出資につき一億七千九百七十九万円、Ｂ種優先出資につき六億千九百五十六万八百円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十七年十一月十七日付官報号外第二五九号の六十頁に掲載されています。

平成二十八年七月七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　日光2特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十八年七月二十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十八年七月七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山崎　亮雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年六月一日掲載の神戸家庭裁判所に係る平成二十八年（家）第四〇七号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）	一	二二	井原　由美	伊原　由美

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月七日付第一五一号九六七年九月十八日付（第一八九回）参会第四三号四〇ページ

●同日付政府調達第一二七号三二ページ●二十ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）